

柏崎民商工会報

20年 11月 2日

〒九四五〇八二二
新潟県柏崎市穂波町十三番二十二号
TEL (〇二五七) 二二一八九七 (代)
FAX (〇二五七) 二二一九三〇七

強者に寄り添う政治か

弱者に寄り添う政治か

業者の営業と暮らしを守る市長選挙

世界は9年前の福島第一原発事故を契機に、原発から撤退し、再生可能エネルギーの利用を推進。10月24日には、東京電力柏崎刈羽原発の重大事故(2007年の中越沖地震の時と同じ震度6強で7号機が自動停止、その後に炉心冷却機能が喪失)を想定した住民避難訓練。

訓練終了後の「桜井市長は『基本的にはスムーズに進んだが、事故時に今回のようなスピード感が確保されるか懸念である』と振り返った」(10月26日付け柏崎日報より)。福島第一原発事故の教訓は何なんでしょうか?

11月8日告示・15日投票の柏崎市長選挙。すでに予定候補者2名・現職の桜井雅浩氏は「強く、やさしい柏崎へ」と、元参議院議員の近藤正道氏は「誰ひとり取り残さない柏崎」と、宣伝しています。市長選は国政の選挙と同じ。「格差社会を押し進める強権政治をすすめる政権与党が推薦する」候補者と「市民や業者のくらし・



雇用・事業を守る野党連合が推薦する」候補者の戦い。民商は近藤さんを推薦しています。

今年も1ヶ月弱に、コロナに負けるな

各支部が班会計計画を進めています

各支部が「新型コロナに負けるな!」と班会計計画を進めています。この間の取り組みを紹介

します。

□南支部は、10月

8日に班長さん会議を

開き、5人の班長全員

参加の合計9人が参加。

本部役員は担当班を決め、班長と後日相談して班会の日程を決めることを決定。2つの班が日程を決めています。



□中央支部は、10月22日に班長さん会議を開き、3人の班長さんを含む5人が参加。会議では、班会を開催した経験談を本部役員さんが語り、参加した班長さんの班で班会を開くことを決定。

東支部は11月1日に班長副班長さん会議を開催しました。料飲支部は11月4日に歓迎会を開催する予定。

労働保険・第2期分の納入期限は

11月2日(月)になります

□座振替の方は□座へ。民商事務所に届ける方は事務所へ。忘れずに手配して下さい。

11月の弁護士無料法律相談は10日
毎月大好評です。10月は5人からご相談がありました。どんな些細なことでも丁寧に対応します。予約制になりますので相談希望者は事務所に連絡ください。



あなたは対象者ではありませんか?

今週の「運動推進ニュース」を参照下さい。
知り合いの業者にもお知らせしましょう。


運動推進ニュース

新型コロナ、消費税増税に負けるな
仲間をふやし、元気で大きな民商を


2020年11月2日
NO. 10
柏崎民主商工会

11月15日の全商連総会成功へ！ 仲間をふやして大きな民商へ！ 10月は新入会員さんの紹介で2名の業者が入会！ どんどん増やしましょう！ どんどん増やそう！一人はうちの業者をなくそう！ 民商への助け合いのびび声を！


「市の補助金」の対象者ではありませんか？

- ◎補助対象者
- ①市内の小規模事業者（従業員20人以下）
 - ②下記の取組のいずれかを実施
 - 2020年1月24日以降、全従業員の雇用継続
 - 感染症対策にかかるとの設備導入、広告宣伝または新規事業の立ち上げ
 - 市内事業者との取引等、地域経済循環の促進
 - ③売上高が前年同月比で30%以上減少している
 - ④市税を完納している
 - ⑤上記の全て該当で交付額10万円
売上高が前年同月比で20万円以上減少している場合は、さらに10万円を交付
- ◎必要な書類
- ①売上減少月のわかる売上帳
 - ②2019年勘定申告書の控え
 - ③本人名義の通帳
- 申請期限は
減少月の末日から3カ月以内
- 

「持続化給付金」の対象者ではありませんか？

- ◎補助対象者
- 法人・個人の青色申告者・個人の白色申告者で売上高が前年同月比で50%以上減少している
※個人の白色申告者は前年同月の金額は、2019年（令和1年）の売上高を12で割った1ヶ月平均の金額
- ◎必要な書類
- 法人
 - ①税務署収受印のある確定申告書
 - ②法人事業概況報告書
 - ③納税証明書（その2）
 - 個人
 - ①税務署収受印のある確定申告書または確定申告書の控え、納税証明書（その2）
 - ②青色決算書または白色収支内訳書
 - ③本人名義の通帳
 - ④運転免許証または保険証及び住民票
 - ⑤売上高前年比50%減の分かる月の売上帳
- 申請期限は来年1月15日
- 

「家賃支援給付金」の対象者ではありませんか？

- ◎補助対象者
- 2020年5月～12月の間で、下記の①、②のいずれかの条件に合致し、土地・建物の賃料を支払っている中
小企業、個人事業者
- ①いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少している
 - ②連続する3ヶ月の売上高の合計が前年同期比30%以上減少している
- ◎必要な書類
- 法人
 - ①税務署収受印のある確定申告書
 - ②法人事業概況報告書
 - ③売上高減少が確認できる売上帳
 - ④賃貸借契約書と直前3ヶ月の支払証明書
 - 個人
 - ①税務署収受印のある確定申告書の控え、納税証明書（その2）
 - ②売上高減少が確認できる売上帳
 - ③賃貸借契約書と直前3ヶ月の支払証明書
 - ④本人名義の通帳
 - ⑤運転免許証及び住民票
- 申請期限は来年1月15日
- 

「国保税減免」の対象者は、前年売上高3割減見込み者です